

## 第2回山梨県食の安全・安心審議会議事録

平成28年11月17日掲載

日 時 平成28年10月17日(月)午後2時00分～3時50分

場 所 山梨県庁本館2階特別会議室

出席者 (敬称略)

(委員): 大島委員、刑部委員、小林委員、神宮司委員、田草川委員、武田委員、  
登田委員、細川委員、矢野委員、渡邊委員(50音順)

(事務局): 県民生活部 上小澤次長

消費生活安全課 杉田課長、小俣総括課長補佐、矢花課長補佐、  
佐々木副主幹、宮咲副主査、小林職員

子育て支援課 有泉主事、衛生薬務課 谷課長補佐、

健康増進課 小林衛生指導監、林業振興課 金丸課長補佐、

農政総務課 柴崎課長補佐、畜産課 相川課長補佐、

花き農水産課 須田課長補佐、農業技術課 小林課長補佐、

スポーツ健康課 瀧田課長補佐

傍聴者等の数 2名

会議次第

1 開会

2 県民生活部次長あいさつ

3 議事

(1)「第2次山梨県食の安全・安心推進計画」素案(案)について

(2)その他

4 閉会

概 要

1 開会

2 県民生活部次長あいさつ

3 議事

(1)「第2次山梨県食の安全・安心推進計画」素案(案)について

事務局から、「第2次山梨県食の安全・安心推進計画」素案(案)について、資料1、  
2により説明。

質疑は以下のとおり

資料2 1～22ページ

・ 食品衛生監視指導の対象施設について

( A 委員 ) 2 ページ 「食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施」で、平成 27 年度 115%、これは、食品衛生法の営業許可を必要とする施設の監視指導ということで、今は最低 5 年に一度更新だと思っておりますが、それ以外に食品製造の監視とかあると思いますが、どの範囲の監視指導なのかわかりましたらお願いいたします。

( 事務局 ) 衛生薬務課の谷と申します。この項目は食品衛生監視指導計画の監視のものです。営業施設だけではなくて営業許可のない特定給食施設なども含まれた計画になっています。

( A 委員 ) ありがとうございます。

・ 食に関するアンケートの結果について

( B 委員 ) 基本的な細かい事で申し訳ないのですが、14 ページのアンケート調査のところですが、選択肢の中に「安全性に関する科学的な裏付けに対して不安があるから」というのがあるんですけど、安全性の裏付けがちゃんとあるかどうか不安ということですか。

( 議長 ) のところですか。はい、お願いします。

( 事務局 ) 14 ページのところだと思います。グラフが 3 つあって、その下に項目が 11 までの表があって、その中の 5 番目に「安全性に関する科学的な裏付けに対して不安があるから」ということで、国等がしっかりした裏付けをいって、大丈夫ですよといったものに対してはまだ不安があるという方がいらっしゃるという結果だと思います。

( B 委員 ) ありがとうございます。

( 議長 ) また後でありましたら、お出し頂きたいと思えます。

資料 2 23 ページから 40 ページまで

・ 残留農薬検査について

( A 委員 ) 26 ページの アの「農畜水産食品の残留有害物質の検査」については、衛生薬務課の所管の他にもありますか。

( 事務局 ) 24 ページのアも残留農薬調査があります。

( A 委員 ) 当然、全数調査は出来ないと思うんですけども、これは何か基準があって何

パーセントするとか何回するとかあるのかということ、農業技術課と衛生薬務課では別々に別の視点でやられているのか、その辺をお伺いできればと思いますが。

(事務局) 農業技術課の小林と申します。よろしく申し上げます。農業技術課におきましては、24 ページのAになります。「監視による安全性の確保」でございますが、これにつきましては30 検体、主には果物を中心にもも、ぶどう、すもも、さくらんぼ、それから野菜ですと、なす、スイートコーン、こういったもの合わせて30 検体を検査をしております。詳細は担当でないかわからないですが、一定の基準をクリアしているかどうかという検査を毎年度行っております。よろしいでしょうか。

(A委員) そうでなくて、例えば全体の栽培面積の何パーセントを抽出して検体として収めるのかとか、何かそういう基準があるのか、それとも年1回、年何回とか。

(事務局) おそらく主要品目ということで山梨県の場合、果樹ですので栽培面積、それから収量、これらの多いところから順次検査対象としていると思われれます。

(事務局) 衛生薬務課です。検査の検体数については、そういった根拠というかこの割合に対してこうというのはなくて、こちらの方だと出荷後のものを対象としているいろんな品目、主要品目について検査をしていますけれども、特にそういった根拠についてははっきりしてはいません。

(A委員) 別々にやられているわけですね。

(事務局) はい、別々にやって、もし何か残留しているということがあれば、連携を図って対応する形になっています。

(A委員) ありがとうございます。

#### ・動物用医薬品の残留検査について

(議長) C委員さん、26 ページの「動物用医薬品の残留検査」をやっていますけれども、今はこういうのはかなり使用されているというか、どんな時にどんなタイミングで使用するのか、その訳を教えてください。

(C委員) 家畜の飼育現場におきましては、いわゆる対症療法が医薬品を使う一番大きな現場だと思うんですけども、今はほとんど獣医師が対応してまして、出荷制限期間というのがそれぞれ設けられていて、その期間を必ず経過したものを出荷することになってい

ます。で、当然、その出荷されたものも食肉検査所の方で、細かい血液検査とかいろんな細かい検査をされているので、一般的には食肉になる段階で残留薬があるということは正直考えづらいと思います。

(議長) ありがとうございます。 それでは、特になければ、また後で思い出したらお話しいただくことにしまして、5章をお願いしたいと思います。

資料2 41ページから45ページまで

・原産地表示の指標5種類について

(B委員) 数値目標の12番の原産地に関する詳細な情報提供の実施率の指標5種類とはどんなものですか。

(事務局) すみません。5種類の方の話をしませんでした。まだ事務局案なのですが、先生方に「食品表示の基礎知識」というグリーンのパンフレットがあるかと思いますが、この一番後ろの方に加工食品一覧という表がありますでしょうか。ここに、実は先ほどからお話ししております加工食品の26がここに載っております。これが、今、国産表示をする、外国産であれば外国産名を記するということになっているものです。この中から、今までは全部当然やっていたのですが、なかなか、品目によってはうまい数字が出てこなくて、ここから5種類取って実際に出来るものをやっていきたいと。実際に出来るものというのは、実は条例の中にも除外規定というのがあって、産地がしょっしゅう変わるものについては、県産表示しなくても良いよとそういうことが書いてあります。そうすると、例えばパックで大きい物を買ってきて小分けにしないでそのまま売る物については、改めてラベルを貼ることがなかなか難しかったり、そういうことがありますので、実際に出来るものをやっていただきたいということで、今考えております。

まだ、事務局案なのですが、またこれも先生方の意見をお聞きしたいのですが、加工食品の一覧表の中で、4番目の異種混合したカット野菜とか同じく異種混合したカット果実、これは特に山梨県なんか多いので、ここをやりたいなと思っております。4番というところですね。それから、14番の合挽肉その他異種混合した食肉ということで、14番、これも考えております。それから15番の素干魚介類とか塩干魚介類、と書いてあるところがありますが、これもやっていきたいと。実際は何かと申し上げますと、昆布などはそのまま買ってきて袋に入れて売っているのではないかと思われるんですけど、そうではなくて例えばしらす干しみたいなものはですね、大きなパックから小分けにして、グラム数で分けて販売しているところが多い。具体的には、そういう出来るもの、しらす干しみたいな釜ゆでしらすというのか良くわかりませんが、そういったものを対象にしたいなということで、15番も考えております。それからちょっと下がって頂いて、23番の農産物漬物ということで、特に漬物なんかは、直売所等には結構多いということなので、これらは実際に県産表

示ができるんじゃないかということで、やっていきたいと考えております。それと、ここにはちょっと書いてないんですが、生鮮肉がありますので、生鮮肉については、今も国の基準では国産表示するものですが、ぜひ県産表示をしたいと。お肉そのものですね、鶏肉とか牛肉とか豚肉ですね、ああいうものは県産表示をしていってもらいたいと考えております。これは一応、県の事務局の方で考えている主要な5品目ということでございます。

ここについては、今日まだ議論できないところもあるので、先生方の方からまた意見を聞きたいと考えており、これを指標にしたいと考えております。もう一度申し上げますけれども、検査の方はちゃんと全部やるんですが、指標として使うのはこの5品目をやりたいと思っております。

(B委員) ありがとうございます。この指標品目を5種類に絞るということですね。

(議長) 他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

#### ・飼料添加物の用語について

(D委員) 数値目標の、2次計画で新しく入った、2番の「畜産物中の飼料添加物の残留検査」に関してなんですが、飼料添加物というものが突然ここで出てきているという印象がありました。本文中で飼料添加物を見た記憶が無いんです。そうすると、数値目標を設定したとしても、消費者の方が何だろうと思ってしまうんじゃないかなと。残留動物用医薬品とも関係部署が違いますし、もしここで数値目標として飼料添加物という言葉を入れるのであれば、本文中にどこかにその言葉を入れた方がいいんじゃないかなという印象を受けました。

(事務局) 今のお話は、施策の展開、第4章の中にどこか入れたらいいということですが、一応、24ページの、

(D委員) イになるんですかね。

(事務局) ええ、そこに「飼料の安全性の検査」の飼料というところに書いてあります。

(事務局) はい、書き方が飼料と飼料添加物ということで、申し訳ございません、誤解が生じる書き方をしてしまいましたけれども。

(D委員) はい、わかりました。それと、飼料添加物の検査を指標にしたのはなぜですか。

(事務局) 今までは、抗生物質、先ほども小林委員から対症療法で抗生物質という話がご

ございましたけれども、畜産の中ではえさの中に抗生物質ではないんですけれども、そういったものがございます。それについてはですね、基本的に出荷する何ヶ月前にはとか何年前には、その中に抗生物質とかそういうものを与えないのは当然でございますけれども、その辺を安全・安心な畜産物という観点からあえて飼料添加物というものを入れさせて頂きました。飼料添加物という書き方については、すみませんが検討させていただきます。ご意見ありがとうございます。

#### ・原産地表示について

(議長) よろしいでしょうか。他にございますか。E委員さん、表示のことが載っていましたけれども、食品産業界の中ではご努力されていることなどあるのでしょうか。

(E委員) 表示法そのものは、3つの法律が一つにまとまってもうスタートしておりまして、32年までは猶予がありますけれども、一応、法律としてはスタートしております。その後、アレルギー表示、栄養表示、もう一つ原産地表示、これがちょっともめてましてですね、消費者の皆さんの意見が大きいものですから、何でもかんでも原料に国名をいれろと言われてまして、これは個人的な話で申し訳ないですが、私どもの醤油なんかは半年以上かかる上に微生物を含むものですから一定の品質にならないんです。したがって、混ぜるんですよ、最後に。そうすると、原産国も混ざるんですよ、いろいろと。管理してくれといろいろいわれます。主催が消費者庁なものですから、なかなか通らないんですけど、一生懸命言っている最中です。流れとしては、たぶん全部に載せる方向に行っています。この5品目については非常に良いと思いますね。わかりやすい話になると思います。

(議長) ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。直接消費者の方と接するF委員さんは、表示のことについてはどのように対応されていらっしゃるのでしょうか。

(F委員) 弊社の場合で考えますと、やはり山梨県産表示というのはとても難しい、実際、売場できっちり区分けができない、もちろん表示していきたいんですけども、他の県産のものと一緒に表示ができないとか、ただ県産のものだけだと売場を作っていくとか、そういう問題等々ありまして浸透しない。加工食品に関しましてもやはり原料が混ざったりとかして、それを細かく表示していくというのがすごく難しいというのを感じていまして、もちろん山梨県産の表示というのはやっていかなければいけないんですけども、なかなかスーパーマーケットとしてはうまく表現していけないところがありまして、やり方というか、少し緩和してほしい、という言い方は、消費者にとって余計紛らわしい表示になってしまったりということもあるのかもしれないんですけども、山梨県産の表示をしていく事に関しては、もう少しやり方とか見直していかないとなかなか浸透していかないのかなあということを感じております。

(議長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

・輸入食品、基準がない食品について

(C委員) 一点、よろしいでしょうか。今後、輸入食品はますます多くなると思うんですけど、加工された輸入食品がかなり多く入ってくるようになった気がするんです。輸入国と生産国、例えば、ベトナムで生産した物がタイで加工されて日本に入ってくるという場合の原産地表示、何力国が経由して入ってくる場合の原産国表示はどうなるのでしょうか。

(E委員) 輸入物については手がつかないので、今のところ何の規制もないんです。それが非常に困るんですけども。

(C委員) 結構、そういうふうに、基準が明確じゃないものっていっぱいありますよね。私の周りでも例えば、国産牛肉でも、最近熟成肉ってありますよね。特にいっぱい出ている。熟成肉の基準で、国の方ではっきりしてないんですよ。どこまでやったら熟成で、どこまでが安全性が高いのかははっきり基準がないということで、要するに明確じゃないものがいっぱいあると思うんですけど、その辺の基準を作る中で明確に出来るものは国の方と調整する中で明確にしていっていただければありがたいなと思います。

(議長) ありがとうございます。何かご発言がありますか。どうぞ。

・水産物の原産地表示について

(G委員) 私は水産関係なので、特に魚の産地表示が非常に難しく、例えば韓国と長崎、よく皆さん耳にされる長崎の とかいいますよね、あれって韓国船が長崎港に揚げると長崎産なんです。韓国の船が韓国に持ち帰ると韓国産になってしまう。だけど、海は一緒なんですね。回遊しているんで、産地というのはただ国産といわれても、例えば県でいうとさっきの話もできましたけれど、しらすなんか水温がどんどん上がっているんで、前は福島あたりの海域で採れたのが、今は宮城まで上がっちゃったんですよ。そうすると、福島港の船が宮城まで採りにいくわけですよ、それが戻ってくると福島産となる。ところが、今、風評被害の問題で福島の人には逆に宮城と謳いたいんですよ。ですから、いろんな定めの部分というのは、水揚げした港の部分で判断されちゃうんで、非常に表示というのは難しい。この表示の問題とはかけ離れた話になりますけど、県で定めるということがいいのか悪いのかということがあります。

(議長) 海産物については、特に難しいということですね。

( E 委員 ) でも、県産表示はやっていかなければいけないでしょうね。

・加工食品の原料原産地表示 ( 県産表示 ) について

( 事務局 ) E 委員に言っていただき、すみません。実は、1 次計画の評価になるんですけれども、1 次計画の中で一番の目玉だったのが、努力義務なんですけど、県産表示を 27 種類をやっていくということでやってきたのですが、実態はまだ 50% ぐらいしかできていないんじゃないかということで、ぜひやっていきたい。やっていくことによって、地産地消も、山梨県産を買って頂くということもやっていきたいし、ちゃんと外国産と分けて自分の判断で国内産を買うなり外国産を買うなりということをやっていけば、安全・安心につながるだろうと。それで、実は 2 次計画についても続けていきたいなと思ってまして、それについても聞きたいなということで、何かといいますと、品目が加工品目全部になってきますと、県産表示の努力義務をどうしたらよいかということを考えていかなければいけない。今のままでは、27 だけやりますよというのはおかしな感じになってしまいますので、そこは先生方に聞きたいと思っています。全部やるというのは不可能ですので、山梨県で出来るところをちゃんとやればどうかと。そこまでしかできませんよということを消費者の方に言う。後はちょっと表示できないんで、国産表示で我慢して下さいよということだと思っんです。そういうことを山梨県はちゃんとやりたいと。そういう意見もちょっと聞きたいと思ってですね、しらす干しの話がさっきちょっと出ましたけれども、それでよいかどうかちょっとわからないのですが、出来るところをちゃんと言ってあげて、後は消費者に判断してもらおうということをやったらどうかということを考えてまして、今後、もし加工品が全部になったときには、また先生達の意見を聞いて、対応をどうしたらよいかというのを先生方にも考えて頂きたいと思っております。

( 議長 ) 今の課長のご発言で何かありますか。

( E 委員 ) 日本の醤油業界の表示委員長を私がしているんですけども、実は農林水産省の時には非常にわかりやすかったんですけども、今消費者庁なものですから、全くメーカー側が弱くてですね、さっき話しましたけれども流れとしては全加工品に国をつけるというふうに流れているなあ、と検討会の中では思っていて半分あきらめモードです。でも、今の話で出来ない人たちがたくさん出てくると、中途半端な表示、輸入でいいとかという部分も出てきているので本当にまだわからないです。ただ、この 26 品目の中に入った漬物、京都漬物は全部中国産じゃまずいだろうという話があって今は本当に京都で作っています。やはりこれは良かったよねと業界全体が言っているので、良い事もあるので成り行きを見なきゃならないかなと思っています。



(議長)ありがとうございます。なにか、難しいですね。他にご意見ございますか。それでは、次のその他に移ってよろしいでしょうか。その他につきまして、ご説明をお願いします。

(2) その他

事務局から策定スケジュールと第3回会議の日程調整について説明

(議長)ありがとうございました。今日は貴重なご意見をたくさんいただきまして、ご協力いただきましてありがとうございました。予定された議事はこれですべて終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。